

議員提出議案第4号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成20年9月11日

川崎市議会議長 鎌木茂哉様

提出者 川崎市議会議員 嶋崎嘉夫

〃 潮田智信

〃 小林貴美子

〃 竹間幸一

〃 宮原春夫

〃 矢沢博孝

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例
(趣旨)

第1条 川崎市議会議員（以下「議会議員」という。）の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第2条 議会議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議会議長 月額 1,030,000円
- (2) 議会副議長 月額 920,000円
- (3) 議会議員 月額 830,000円

第3条 議員報酬の支給方法は、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の適用を受ける職員の例による。

第4条 議会議員で議会議長、議会副議長を兼ねる者の議員報酬の額は、最多額の議員報酬の額によりその1を支給する。

第5条 議員報酬は、就職した日から支給し、退職し、又は失職した日（死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日）まで支給する。

2 前項の議員報酬の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(期末手当)

第6条 議会議員には、川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）の適用を受ける職員の例により期末手当を支給する。

(費用弁償)

第7条 議会議員（議会議長及び議会副議長を除く。）が議会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に出席したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、議会議員の住居と議場との間を時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と議会議長が認めた経路により往復する場合に要する交通機関の運賃に相当する額とする。

3 第1項の費用弁償は、その月分を翌月に支給する。

第8条 議会議員が、その職務のため出張したときは、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表の特等級に相当する旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、川崎市旅費支給条例を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(川崎市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

2 川崎市特別職報酬等審議会条例（昭和43年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議会議員の報酬」を「議会議員の議員報酬」に改める。

(川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正)

3 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第14号までを3号ずつ繰り上げる。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第5条の2及び第5条の3を削り、第6条を第5条とする。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例から川崎市議会議員に関する規定を分離し、単独の条例とすること等の整備を行うため、この条例を制定するものである。

議員提出議案第5号

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会議規則第
13条の規定により提出いたします。

平成20年9月11日

川崎市議會議長 鎌木茂哉様

提出者 川崎市議會議員 嶋崎嘉夫

〃 潮田智信

〃 小林貴美子

〃 竹間幸一

〃 宮原春夫

〃 矢沢博孝

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定するものである。

議員提出議案第6号

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成20年9月11日

川崎市議會議長 鎌木茂哉 様

提出者 川崎市議會議員 嶋崎嘉夫

〃 潮田智信

〃 小林貴美子

〃 竹間幸一

〃 宮原春夫

〃 矢沢博孝

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則

川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第124条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この規則を制定するものである。